

平成30年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成30年6月1日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第42号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)
第 3	議案第43号	平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第 4	平成30年陳情第2号	既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情	総務文教 (採 択)
第 5		閉会中の継続審査の申し出について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第42号から日程第 3 議案第43号（報告・一括質疑・討論・表決）
- 日程第 4 平成30年陳情第2号（報告・質疑・討論・表決）
- 日程第 5 閉会中の継続審査の申し出について

○出席議員（15人）

1番 児玉朋也	2番 末広和基
3番 賀屋幸治	4番 北地範久
5番 西村一啓	6番 和田芳弘
7番 大井 涉	8番 網谷芳孝
9番 藤井 馨	10番 山崎年一
11番 日域 究	12番 細川雅子
13番 寺岡公章	15番 田中実穂
16番 山本孝三	

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	太田勲男
教 育 長	大石 泰
総 務 部 長	吉岡和範
市 民 生 活 部 長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長	米中和成
建 設 部 長	坪浦伸泰
上 下 水 道 局 長	高津浩二
消 防 長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	中村一誠

企 画 財 政 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長

三 原 尚 美
北 林 繁 喜
真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

中 曾 一 夫
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、去る5月30日開催の第94回全国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（中曽一夫） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、前までお運びをお願いいたします。

市議会議員50年以上特別表彰、山本孝三議員。

○議長（児玉朋也） 表彰状。大竹市、山本孝三殿。あなたは大竹市議会議員として、50年の長きにわたって大竹市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定によって特別表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 市議会議員15年以上表彰、寺岡公章議員。

○議長（児玉朋也） 表彰状。大竹市、寺岡公章殿。あなたは大竹市議会議員として15年、大竹市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 市議会議員10年以上表彰、山崎年一議員。

○議長（児玉朋也） 表彰状。大竹市、山崎年一殿。あなたは大竹市議会議員として10年、大竹市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 市議会議員10年以上表彰、児玉朋也議員。

○副議長（細川雅子） 表彰状。大竹市、児玉朋也殿。あなたは大竹市議会議員として10年、大竹市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、今回表彰規定により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

○議会事務局長（中曽一夫） 以上をもちまして、表彰状の伝達を終わります。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、西村一啓議員、6番、和田芳弘議員を指名いたします。



日程第2～日程第3〔一括上程〕

議案 第42号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

議案 第43号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について、及び日程第3、議案第43号平成30年度大  
竹市一般会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。8番。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年5月25日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                             | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------------|-------|
| 議案第42号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する<br>基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第43号 | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）                         | 原案可決  |

平成30年5月28日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） 皆さん、おはようございます。それでは総務文教委員長報  
告をさせていただきます。

5月25日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件につ  
きまして、28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並  
びに結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第43号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）でございますが、本件  
では、「青木踏切改良事業の費用について、JRと市の両者でなく、市が全額負担するこ  
とになった理由を伺う」との質疑に対しまして、「青木踏切については、JR敷地内を市  
道南栄下白石線として道路使用させてもらっている。国土交通省で通学路に指定されてい  
る踏切について、積極的に改善を図っていくということで、「踏切道改良促進法」が一部  
改正された。本市においても協議会を設置し、積極的に踏切の改良を進める中で、JRと  
協議を進めてきた。基本的には本市が改善を図るということで、踏切の改良を本市の負担

で進めていく考えである」との答弁がございました。

次に、「工事後、土地代を後から支払うことになっているが、土地代を先に支払い工事に着工するのが通常であると思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「詳細設計を工事協定締結後の平成31年ごろに予定している。その後、確定した土地の範囲を買収するということになる」との答弁がございました。ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では「苦情処理のマニュアルはどのようになっているのか、また、今後保護者会をつくる予定はあるのか伺う」との質疑に対しまして、「現場での苦情は、主任ほか各放課後児童支援員が直接聞いて対応している。現場で処理できない場合は、生涯学習課青少年育成係が対応することになるが、現在のところ大きな苦情はない。現在、市において保護者会という仕組みはない。定例的に主任支援員が集まり、保護者の声を集約しているが、把握し切れていないこともある。保護者の声を反映させるのは大事なことであり、そのあり方については、今後検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「放課後児童支援員や定員の数はどうなっているのか。支援員の数は十分なのか伺う」との質疑に対しまして、「支援員は5月1日現在、大竹小、小方小、玖波小の各児童クラブで計26名いる。全体で280名の定員に対し、利用児童は6月1日現在、玖波小のあすなる児童クラブが33名、小方小のみどり児童クラブが117名、大竹小のひかり児童クラブが140名で、みどり児童クラブとひかり児童クラブは若干定員を超えている。ひかり児童クラブには低学年の利用希望者が多かったことや、支援者の欠員により、高学年の受け入れができていないが、ほかの2クラブにおいては、現在の支援員の数で足りている。国の基準が改正され資格の要件が広がったことで、支援員の確保の面でも期待しているが、ハローワーク、市広報で募集しているものの希望者が少なく、支援員がやや足りていないのが状況である」との答弁がございました。ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本2件を一括採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4

平成30年陳情第2号 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を
求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第4、平成30年陳情第2号既存プール施設の撤去及び「生命尊重
の碑（仮称）」の設置を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。8番。

総務文教委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条
の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|---------------------------------------|-------|-----------|
| 平成30年
陳情第2号 | 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の
碑（仮称）」の設置を求める陳情 | 採 択 | 30. 5. 25 |

平成30年5月28日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、陳情第2号に対しましての総務文教委員長報告
をさせていただきます。

去る5月25日の本会議におきまして、総務文教委員会に、御付託いただきました陳情1
件につきましては、5月28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査
経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

平成30年陳情第2号既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求め
る陳情でございます。本件は大竹市立大竹中学校PTA会長山代英資氏から提出された陳
情で、その要旨といたしましては、大竹市立大竹中学校の敷地内には、現在使用されてい
ないプール施設がある。大竹市教育委員会によると、主な原因は設備の故障であり、平成

17年以来施設の利用がかなわない状態であるとのことである。これまで10年余りの間、大竹中学校生徒は使用できないプール施設の敷地を、水泳に限らず、何にも活用できず、義務教育期間における貴重な学習機会を逸したまま、毎年100名前後が卒業していった。ついでには、大竹中学校PTAとして、1点目に、「老朽したプール施設の撤去を求めます」ということ。2点目に、「「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求めます」ということ。3点目に、「今後の用地活用の際の方針について求めます」ということ、以上3点について陳情されたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、まず1点目の「老朽プールの施設の撤去」及び、3点目の、「今後の用地活用の際の方針」については、「陳情にあるように、当該プールについては平成17年度以降使用されていない。これまで、市内小・中学校の耐震化を図る必要があったので、まずはそのことに取り組んできた。平成28年度末の玖波小学校完成により、耐震化はひと段落したところである。しかしながらプール施設については、小方学園、玖波中学校以外は昭和40年代に建設され老朽化しており、今後の課題と考えていた。本陳情にある大竹中学校のプール施設は、財源の確保が最も大きな課題である。財源の確保に向けては事業計画が必要になる。隣接の大竹小学校のプール施設も老朽化しており、一体的な整備に向けた可能性などについても今後検討していく必要があるものと考えている。本陳情の内容について、将来、具体的な取組みを実施するような段階になれば、適宜、学校及び保護者などから意見をいただくことになるものと考えている」というものでございました。

次に2点目、「生命尊重の碑（仮称）」の設置については、昭和58年5月23日に、大竹中学校3年生の生徒が水泳部の活動中にプールで尊い命を失うという痛ましい事故が発生した。こういった悲しい事故が繰り返されないように、機会あるごとに後世に伝えていく必要があることは十分に認識しており、大竹中学校では、当該生徒が亡くなった5月23日を「生命尊重の日」に位置づけ、生徒集会を開催し、事故の内容や生命尊重の日が設定された経緯を説明するとともに、講演会を開催し、命の大切さについて学習をしている。また、校舎玄関前に、平成23年度につくられた「命の絆」と大きく書かれた石碑がある。駐車場入り口付近には、亡くなられた生徒の父親から2年後の命日の日付を刻んだプレートがある。それとともに寄贈を受けたソテツが植樹されている。今後もそれらを大切にしていくことにより、本陳情で求められている趣旨は達成できるものではないかと考えている。こうした現状を踏まえ、生徒の生命尊重の学習のための教材として、改めて碑を設置することが適当であるかどうかについて、慎重に考えていく必要があり、御遺族の思いに配慮することも大切と考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「プール撤去は必要と思っていたが、財源も課題だという話もあった。執行部としては撤去する財源がなかったのか、優先順位が低かったのか。また学校の耐震化を優先したとのことだが、プール撤去、及び建て替えた場合、どれくらいの費用がかかるのかということを知りたい」との質疑に対し、「これまでは教育委員会としては市内の小中学校の耐震化を優先してきた経緯があり、プールの撤去、建て替えに至っていない。財源については、単に解体する場合であれば、国の補助金は出ない。建

て替えであれば、解体に対しても国の補助金が出るので、財源的には有利であると考えている。また、建て替え等の費用については不明であるが、参考として、小方学園のプールの建設のみで1億4,000万円であった。撤去には別途費用が必要になる」との答弁がございました。

次に、「長年、使用されていないプール施設の状況が、周辺に与える影響や教育環境、子どもたちの心理について与える影響についてどのように考えているのか伺う」との質疑に対しましては、「教育委員会としても、水泳の学習をさせたいという思いはあり、環境を整えたいとは思っている。財源の確保が必要だが、解体や跡地利用については、新プールも含めて検討していかなければならないと考えている」との答弁がございました。

次に、「教育上、児童生徒の体力向上に資する最も有効な種目について、また、プール施設と水泳の重要性をどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「一概には言えないが、水泳は健康、体力向上において大変重要であると考えている。水泳は、全身の心肺機能、筋肉を発達させる。そうした意味でもプールは必要であり、子どもの発育のためにも重要であると考えている。大竹小学校の建設当初から構想にあったが、大竹小学校と大竹中学校で共有するプールを建設し、既存プールの撤去にとりかかりたいという思いを持っている。今までは、校舎等の耐震化と老朽化対策が第一の課題であるとして取り組んできた。トータルでの財政のバランスを考えながら、検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「陳情者はPTA会長名であるが、団体のほうでいろいろ調整していると思う。教育委員会の方で、陳情提出に至るまでの意見の取りまとめの経緯をどのように把握しているのか」との質疑に対しまして、「具体的には、昨年4月のPTA総会ごろから、こうした取り組みをされることをお聞きし、アンケートをされたり、幾度もPTAで話をされたりして、総会で議決されたと同っている。アンケートではさまざまな意見があるが、PTAの総意として提出されていると受け止めている」との答弁がございました。

質疑を終結し、取扱いについての意見を求めたところ、1名の委員から継続審査を求める発言がございました。その趣旨は、「陳情書では、「老朽化したプールの撤去を」お願いすると書いてはいるが、「新しいプールの建設を」とは書かれていない。改めて、教育委員会などと協議し、趣旨を再確認の上、陳情を提出していただいたほうがよいと考え、継続審査とすべきである」というものでございました。継続審査の可否について起立採決を行った結果、継続審査とすることについては否決されました。

続いて討論に入り、採択の立場で2名の委員から、不採択の立場で2名の委員から討論がございました。採択の立場では、「これから先を見据えて、大竹小・中学校にプールをつくってほしいという思いがあれば、これを実現していく方向で考えることが妥当である。陳情者の気持ちを汲んで採択すべきである」という内容のものと、「議会が採択してもプールができるわけではないが、議会は、PTAや保護者の皆さんの気持ちを受けとめさせていただく、という意味として、採択すべきである」という内容のものでございました。

不採択の立場では、「陳情書の文面には、「プール施設の撤去を求めます」という項目があるが、PTAとしては撤去と同時に新しいプールをつくってほしいというのが、一番

先に出てくる問題と思うが、それが前面に出ていないので不採択とすべきである」という内容のもと、「添付されたアンケートの意見には、バスケットコートや、ほかの文化的な施設をつくってほしい、などの意見もある。陳情書では明確に「プールをつくってほしい」とされておらず、採択すれば陳情書の趣旨に沿った採択にならないと考え、不採択とすべきである」という内容のものでございました。

討論を終結し、起立採決をした結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、藤井議員。

○9番（藤井 馨） 私は、平成30年陳情第2号に反対の討論をいたします。

既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情でございますが、趣旨をよく読むと、設備の故障で13年間もプールが放置されており、その間に経年劣化で著しく損傷しており、現在の施設を改修して、従来どおりの授業を再開するには、多大な費用と努力を要する。その間に、水泳に限らず、何も活用できずに貴重な学習機会を逸したまま、毎年100名の生徒が卒業していった。というふうな内容のものでございます。

本陳情が出て、学校のほう少し見学させていただきました。本陳情の1項は、老朽化したプール施設の撤去を求めているわけでございます。このプール施設の918平方メートルを有効活用するような要望であって、要望の1項からはこの地にプールの建設を望んでいるものではないというふうに、私は考えております。そういったことが伺えません。

要望の2項は、「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求めることが記載されておりますけれども、私は昭和58年5月の事故はよく覚えております。葬儀にも出席いたしました。親御さんの悲しみは半端でなく、葬儀の参列者がわかるほどのものでした。「生命尊重の碑（仮称）」の設置については賛否両論あって、意見の分かれるところではございますが、あえて私個人の考えを申し上げますと、学校の門を入ったすぐ内側にソテツの木が植えられております。親御さんのお名前と日付の入った御影石が設置されて、現在まで守られてきています。この痛ましい事故が忘れられることはない、私は考えております。

それよりも何よりも、5月23日を生命尊重の日として、大竹中学校独自の取り組みを行っています。これを実行してこられたPTA、教職員、そして教育委員会には私はお礼を言いたいと思います。不幸のあったことを糧として、これを実践教育として十二分に生かしてきた、このことが何よりも大切なことではないでしょうか。この教育を受けた多くの生徒は、大竹中学校で学んだ生命尊重の教育を生涯忘れることはないでしょうし、一生の大切な指針として生かしていい人生を過ごしていくであろうと私は考えております。生命尊

重の教育が今日に至っていると聞いておりますが、今後も継承していただきたいと考えています。ソテツが植えられていることで、生命尊重の碑（仮称）の設置については何が目的かと聞かれたときに、私はよい答えができません。このような私見ではありますが、碑の設置はしなくてもいいんじゃないかという考えに至っております。あくまでも私の考えでございますので、もう一度碑の設置については関係者で考えていただきたいと思っております。

3項には、今後の用地活用の際の方針についていろいろ書かれております。碑の設置、また新プールや運動施設、文化施設などの用地転用については、今後学校及び保護者と十分な意見交換の場を求めてくださいというものであります。プールを壊し碑を建てて、今後その跡地利用を考えていきたいと思いますというものは理解できるのでございますが、求めているものがはっきりしていない陳情書を採択することは、私自身は難しいと考えています。

ここから私の個人的な意見ですけれども、プールを持たない学校も多くあるわけで、必ずプールをつくらないとならないわけではありません。しかし、人間は少くも泳げないと困るんですよ。例えば海水浴に行って、自分のお子さんが目の前で溺れても助けることができません。小さいころから水に親しみなれておくことは、とても大切なことだと考えています。学校教育の中でできれば大変ありがたいと考えております。聞くところによれば、大竹小学校のプールも時間の問題で、近い将来建てかえか廃止の日が必ず来ます。ここらの先読みを行って、大竹中学校と大竹小学校が共同で使用できるようなプールを建設すれば、費用やメンテナンスの面でもいいものができるかなと考えています。市内の中学校でプールがないのは、大竹中学校のみでございます。教育設備の格差をなくす意味からも、これは個人ですよ、あくまでも。プールがよいのではないかと私は思いますが、ここも関係者でよく話し合っていたいただきたいと思っております。

私たち議会としては、何々を建設してくださいとはっきりうたっていただかないとなかなか判断のしようがございません。1の撤去だけでは、プールの建設は夢物語になるかもしれません。小学校、中学校あわせて考えることが大切だろうと思っております。2の碑の設置は、既に対策が立てられており、授業のほうでしっかりとそのことが生かされているということで必要はない。そして3番目の用地活用については、判断ができない。

いろいろこの本陳情2号には私たちに判断しにくいところがあり、私は本陳情を継続しその間で意見を一本化できるのであれば、反対することも何もなく一緒に取り組んでまいりたいと考えておりましたが、継続を否定され賛成か反対かを求められましたので、ただいま申し上げたような理由で本陳情に反対という立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

2番、末広議員。

○2番（末広和基） 私はこのたびの陳情に際して、採択に対しての賛成の立場で討論させていただきます。

ハード的な問題で13年使用できていないというお話ではありましたが、この陳情を拝見してすぐさま私たちの子供たちの世代、ちょうど20年前から5～6年PTAにかかわったことがございまして、その当時の子供たちに問い合わせしてみました。御縁のある

子供たちも3～4年の間の子供たちでしかないんですけれども、まず痛ましい事故があったということは深く認識しておりました。鎮魂の碑のイメージはソテツ。彼らにとってはソテツではなかったんですね。プールだと思ってます。で、当時中学校の建てかえ時代の子供たちなので、仮校舎で過ごし、新校舎には入れなかった世代の子供たちなんですけれども、建てかえ工事が行われれば当然あのプールも撤去いただけるものだと、我々PTAも思っておりました。しかしながらいろんな御事情でそれがなし得なかった、できなかった、できないという理由を聞いてから、PTAの中で何とか、我々にしかできんじやろうかという活動もしました。いろんなことでその活動も頓挫したんですが、改めて申し上げますが、これは頭で考えて判断する行為ではない。こういう議場ではあくまでも論理的に冷静に判断しなきゃならんのかもしれませんが、ぜひともカラスが巣に帰る時間帯に大竹中学校に行って、プールの周りを一周して歩いてみてやってください。そのときにどう感じるかです。3年間500日以上、子供たちはあの学校で過ごします。クラブ活動があれば1日10時間、その姿を見るんです。

最近リフォームばかりですけれども、リフォームは済みましたがおばあちゃんの御仏壇はクモの巣が張るとる、神棚には枯れたサカキが置いたままになつとる、お盆に墓参りしたら草ぼうぼう、そういう環境と同じものを、私あのプールに感じます。これは水泳がスポーツにとって云々のテーマではないと考えています。ぜひとも日々あの姿を、鎮魂の碑のかわりにしか感じられないあの姿がどういうふうに子供たちの心に伝わっていくのか、そのことをみずからの目で見、感じとっていただいて、論理的な判断のみならず財政的な判断のみならず、心の問題としてPTAの皆さんの活動を受けとめていただきたいという願いを込めて、賛成の立場での討論を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 陳情2号に対しまして、不採択の立場で討論を申し上げます。簡潔に申し上げます。

先ほど委員長の報告にもありましたように、委員会では継続審査を申し出ましたけど否決されましたので、もう採択か不採択かのどちらか、いずれかを選ばなきゃならないということでございました。ある市議会のこの陳情書の取り扱いというのを見ましたら、そこには趣旨、含意等が不明で判然としないものというのがありました。これは不採択にすべきだということをつくっていますけど、今回は私はちょっとそのように、この陳情書を私なりに受け取りました。使用不能なプールの撤去が趣旨、あるいは願意ということになるかと思いますが、その跡地を整地し、グラウンドにしてもらいたいのか、トレーニングルームやテニスコートなどのほかの施設にしてもらいたいのか、または新しいプールを建設してもらいたいのか、審査する私としたら判然としない内容でございました。一部の議員からは、新しいプールを建設すべきだという奇異にも感じる発言がありました。それを言いたいのならPTAの陳情書に記述されるべきであり、審査する議員があれをつくれ、これをつくれというのはルールを無視した発言だと思います。審査する議員が提案書の趣旨を越権した発言、こういうことは避けなければなりません。また、市長部局あるいは教

育委員会にしても、財政が厳しい状況の中で国からの補助金を少しでももらう最善の方法を考えると、撤去のみの陳情書というのは対処できかねるのではないかというふうにも思いました。大竹中学校のPTAにおかれましては、この放置されたままの状態が決していいわけではございませんので、一日も早く生徒や保護者の意見を取りまとめられて具体的な陳情書を提出していただければ、そのときには採択という意思表示をしたいと思っております。生命尊重の碑（仮称）でございますけれど、これにつきましては先ほど同じ会派の藤井議員から詳しく説明がありました。遺族の方が御寄贈されたということもございますので、その必要はないのかなというふうに思っております。

以上のような理由により、今回の陳情書では真意を推しはかることが難しいと判断しましたので、不採択とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

5番、西村議員。

○5番（西村一啓） 5番。私は採択につきましても賛成の立場で討論させていただきます。

陳情書に書いてありますように、陳情書の要旨の下から4番目ですが、大竹中学校PTAとしてこの状態を早急に改善したいという趣旨をあらわしております。私も大竹中学校の卒業生の一人として、やはりいろいろ皆さん言われますが、PTAの真意は子供たちの水泳の教育と同時に、学校の施設も含めて卒業後も学校というものを通じて思い出がある、そういう環境の整備がPTAの思いではないかと感じまして、賛成の立場をさせていただきました。要するにプールをつくれ、あるいはまたプールを撤去せえという言葉も大事なんですが、本当の学校の施設、これはやはり13年間放置されていること自体がやはり我々議会としても考えるべき。過去にわたりましてそういう問題について協議をされたかということも考えております。陳情が出たから協議をするんでなしに、やはりそういうことも地域全体、特に子供たちを育てるといふ環境整備には一番大事なことではないかと思ひまして、賛成をいたしました。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 皆様のいろんな御意見を承ってまして、私も一言発言したいと思って手を挙げました。

大竹中学校のプールというのは、いろんな問題点というか内容を提供してくれるものです。私がこの大竹中のプールのことを、今回の件ですよ。去年の議会報告会の初日。議会報告会というと、どちらかというと余り若い方はいないというイメージがあるんですが、そこで私が大竹小学校のPTAのときに一緒に酒を飲んだこともある方が来られました。で、スタート、質問の第一発目に手を挙げて、大竹中学校のPTAの総会で寺岡会長がプールをどうこうする、市が承認したとか教育委員会が承認した、細かい文言は忘れまして。私もあのプールは何とかすべきだと前から思ってますからそのことは全然反対するものじゃありませんけれども、そういう話があったんで、本当かって聞かれても我々は材料持っ

てませんから、申しわけないけど答えられませんって、わかりませんって言いました。で、次の朝8時半に大竹中に行って、校長先生と話をしました。そしたら会長からそんな話、総会とかなんとかとか言ってましたけど、何かであったのは事実みたいですけど、私はその日いなかったんで詳細はわかりませんって言われました。で、だからそのころからPTAとしてあのプールをどうかしようっていう動きがあったのは事実なんだと思います。で、私の頭が混乱するんですけども、多くの方がそうかもしれませんが、事故があったことは覚えている。それでプールを使ってない事実もよくわかってる。でもそれがまざるんですね、頭の中で。それでよく、そうそう、よく考えたらそうよねって、平成十何年に子供が水泳しよったよねって。多分水泳部がなくなったのかなと思いますけれども、プールは事故の後も20年ぐらい使っていたんだと思います。

で、いろんなものがあるんですけども、一番今回陳情のことを、私は傍聴議員として聞いてましたけど、一番違和感があったのは碑の問題ですね。私、申しわけないですけども、遺族の方がつくられた分については、あそこにソテツがあるのは知ってますけれども、あその前はいつも車で通過しますから歩いたことがない。それで詳細は知りませんでした。でも今回の陳情された方も、そのことを踏まえてない陳情ですから、ひょっとしたら御存じなかったのかなっていう気もします。で、そう考えたときに、私、思い起こせば、昔の記憶ですよ。大竹小学校の今、体育館かな、校舎から離れたところにありますよね。あれをつくってくれっていう陳情に私は来ました。当時、PTAの副会長でした。で、結局何があったかっていうと市役所のほうから学校に電話があって、我々PTAの役員のところには学校か何かから連絡があったと思います。それでなれないスーツを着て一生懸命ネクタイを締めて、教育委員会に行きました。それで体育館を建てかえてくれっていう陳情ですよ。でも、体育館を建てかえてくれっていう陳情をPTAがするんですけど、会長も副会長も大した意識はないんですよ。やらせ陳情ですよ、典型的な。そういうことから考えると、今回も現場の声っていうのは、それはあのプールは使ってない、あんな変なものないですから。で、そもそもあの規模の中学校でプールがないってないですよ、ほか探してもね。だから絶対要るもんだと思ってますが、それと今回の陳情はちょっと、ちょっとこうずれがあるなという気がいたします。

で、それはそれ。それともう1個はプールの安全です。石碑は大事ですよ、それは注意を忘れてはいけないですから、そういうものがあることはいいことですけども、結局あの事故のことを、ここで余り具体的なことは言いませんが、当時の水泳連盟の会長の子供さんだったというふうにも聞いてますけれども、とにかく上手な方ですね、水泳がね。それで結局排水口に足か手か知りませんが、引っ張りこまれたと。それで、もう典型的なプール事故の一つですけども、排水口は当然水を吸いますから、そこに近づいたら動けなくなるわけですね。で、そのことがその後、あれから時間、随分たってますけども、プールの、学校プールの安全基準なんかでその周りに大きな格子というかあれば、吸われませんよね。狭いところ、近くまで寄れるから吸いつくわけですから、そういうのが学校安全って物すごくきついですから、今ごろ、正直言って。これでもかっていうぐらい学校安全、厳しいんですよ。皆さん御存じないかもしれないから言いますが、水道水があるじゃな

いですか。水道水はですよ、市の上下水道局からダイレクトに水買ってるんですよ。それでも調べろって来るんですよ。学校安全何たらかんたら規則があつて、わざわざ蛇口の水を、廃タンクがあるわけじゃないけど蛇口の水をペットボトルに汲んで、それを業者に出して何千円か払って、チェックしてもらうんですよ。そこまで細かく決めてある中で、プールっていう、大事だけでも危険性が伴う、そういうものについての命をなくすかもしれないその危険性について文科省なりなんなりが、どういう基準を持ってるのか私は知りません。そこをまた今度聞いてみたいと思いますが、そこが大事ですね、命を大事っていうことになればね。

そのことがあるのと、もう一つは財政の怖さですね。私、その次の年かな、入山市長誕生の後に、市民プールを壊れたのを直さないっていうことで陳情したことがあります。私を中心になってね。そのときあることで意見が分かれて、それじゃ現地行こうやって市長とプールに行った記憶がありますけどね。あのときの市長のことは今でも覚えております。「わしが間違いじゃった」っておっしゃいました。それはそれとして、何かっていうとやっぱりこれは基本的には大願寺ですよ。私が市の職員さんに聞いても、あそこ大願寺の17年ごろ、怖かったですって。自分のことじゃないですよ、職員さんから見たらね。でも仕事をしていて、この大竹市の財政どうなるんだって、本当に怖かったですよって言われました。だから財政のことを、財政関係なしに物を言う人は言いますけれども、財政が棄損したり計画性がなくなると、こんな修繕についても先送りになるんですね。そんな気がします。だから事故があつてから20年近くたってからの財政、何というか故障ですから、一緒じゃないんですよ。そこは両方とも大事ですけども、一緒くたにしないほうがいいような気がいたします。

それで今回のこの、さっき言いましたけど、一番気になったのは保護者が、3回忌でしょうね、2年後ですから、つくられたという碑があることを、言ってしまえばPTAとか生徒会とか、生徒さんと保護者さんですね、どのぐらい御存じなんかなって。それをきちんと踏まえた上でアンケートしたのかな。で、アンケートの仕方、どういう設問だったんかなって、その辺は気になります。

で、そのあたりを指摘して、この内容自体は私、悪いとは思いませんけども、ただ願わくば保護者なり生徒なりの本当の思いを踏まえた陳情にしてほしい、そんな気がします。私が体育館の陳情に来たような無責任な陳情であつたらよろしくないなという私の反省の思いも含めて、とりあえずこの陳情自体には反対とさせていただきます。不採択がいいと思います。もっとまともなものにして、出しかえてほしい。そういう期待を込めて、不採択で、私の意見です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 私は採択の考え、意見を述べさせてもらいたいと思います。

まず総務文教委員会のほうで審査のほうでいろいろな意見も出ましたし、執行部のほうからいろいろな説明もいただきました。で、そこら辺も踏まえながら今後の話し合いの場を望んでいくと、共同歩調をこの陳情文書では表現しておられると、御説明をいただいた

市の考えに水を差すものではないというふうに私は読み取っています。ここは結論なんですけれども、特に委員会のほうでは小中共用プールについて言及をいただいております。昨日違う用件で小学校のほうに伺いました。で、そのときにプールの様子も気になってちょっと伺ってみると、今シーズンもやはりプールの使用についてちょっと危ぶまれている感じがしているなというふうに思います。故障が頻繁に起きていて、大変悲惨な状況になっているということです。で、小学校のほうは学習指導要領のほうにもしっかりとありますので、こちら手だては早急にしなければいけない。あわせて考えるかどうかは置いておいて、こちらプールということ考えていかなければいけないんだろうなというふうには感じました。

で、そういった動きもこのたびの陳情が、中学校のPTAの皆さんが1年間アンケートなどをとって、また総会を開いて、総会で決議をして保護者の意見を取りまとめてこられた。で、その上で提出されたものであるということです。まごうことなき子育て世代が声を上げられたということだというふうに受けとめます。その結果、学校プール、小学校も中学校も課題が、改めてこういった公の場が上がって注目をされております。中学校の今の廃墟と化してしまった施設、それから小学校の老朽している設備、このあたりも今後学校及び保護者、しっかり意見交換しながら方向性を定めていっていただきたいなというふうに思います。一番はやはりそこに通う児童生徒、これらによる公教育がなされるような、スピード感を持ってはざまが生まれえないような、そういった対応を期待して、発言を終わりたいと思います。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 多くの皆さんがいろいろな立場でいろいろな内容の話をされるんですが、どっか抜けとると思うんよね。何が抜けとるか言うたら、教育施設の中でプールという施設の位置づけをどう見るかという視点がないんよ。それで、その学校教育施設のこれは運動施設ですか、プールといええ。今あるでしょ、大竹市内の小学校、中学校、玖波から大竹まで、プールがないのが大竹中学校だけになつとるんじゃないんですか。それでこのプールというのは、この場でもいろいろ議論されますが、児童生徒の体向上、健全な社会人としての役割を果たせる有能な一人一人が、これから健康な体で健全な思いを持って、よりよい社会をともに建設していくという、そういう人をつくっていく場が、教育の場よね。その教育の場の施設として多くの学校の中でプールが設置されて、児童生徒の体向上、健全な子供たちの育成を保証してやると、こういう位置づけでプールというのが設置された経緯が、歴史的にもあるわけやね。だから論議する基本は、児童生徒のために教育施設としてどうあるべきかということをお互いに考えるんがその出発点でなけりゃいけないのに、これ論議がずれとるんじゃないかと思うんよね。それで陳情のあれを私も何回も繰り返し見ましたがね、これまでのプールを利用されてないからあれを撤去せえと。で、命を大切な碑を建設したらどうかということとあわせて、さらに保護者会内部でもあの跡地、どう活用したらいいかということとさらに内部でもアンケート調査もやってみたり、意向を調整する機会を持ちたいというふうにとられるわけやね。だからその、何もこの場で採択じゃ、

採択じゃいようなことを議論すること自体がナンセンスなの。だから私は陳情の内容の末尾にあるような、保護者会それ自体がさらなる意向調査なり保護者としての思いを調査も深めてみたいところおっしゃるんですから、我々のほうも、既に執行部のほうでは公式には大竹小・中学校が共用のプールの建設の考えをお持ちのようです。しかしそのことが受け入れられるかどうかについては今後の課題なんよね。執行部がこう言いよるから、「はあ、そうか」ということで済む問題でもありませんから、だから一定期間、定位、保護者会なり行政機関なり議会なりが議論をする機会を持つべきだと、それは9月議会までになるか12月議会までになるかということは私も期間を切るわけではありませんけれども、そのためには継続して審査したらどうかということを私は最初から言ってる。何でこの議会で結論出さなきゃいけないの。誰のためのこの結論出さなきゃいけないの。教育というのは、児童生徒のためにあるもんだ。一部のそのPTAや保護者会の幹部のためにあるんじゃない。そこを履き違えとるんじゃないん。それでその一部の人のメンツのために、陳情したらすぐ採択できました。一つも自慢にはなりやしませんよ、そんなことは。

だから継続して、保護者会なり執行部なり議会なりが鋭意知恵を出し合えるような一定期間を置いて結論を出すべきだと。だから私は最初から継続にして、よくよく児童生徒のための体の向上、教育施設の公平な設置のあり方、そういうことを考えにやいかんのじゃないかというふうに思いよる。多数でその結論出せば何でもそれが正論だなんて大間違いだ。だから継続すべきだというふうに思います。

○議長（児玉朋也） ここで皆さんに申し上げておきます。本日の通告書に出されておる議員は4名でございます。ルールにのっとってよくお考えの上、御発言をお願いいたします。他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております平成30年陳情第2号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数であります。

よって、平成30年陳情第2号は採択と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

### 閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番号             | 件名                             | 理由               | 付託年月日     |
|----------------|--------------------------------|------------------|-----------|
| 平成30年<br>陳情第1号 | 市営アパートへのLPガス納入価格の<br>適正化を求める陳情 | 他の状況等を確認するた<br>め | 30. 5. 25 |

平成30年5月31日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

○議長（児玉朋也） 日程第5、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するにあたりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る5月24日に開会され、本日までの9日間、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。いずれの案件につきましても、原案のとおり議決あるいは認定を賜りました。心よりお礼申し上げます。また、永年勤続等の表彰を受賞されました議員の皆様方におかれましては心よりお祝いを申し上げます。

さて、多くの市民の皆様から3期目の市長という職を担当させていただくことへの御支援と御信任をいただき、この4年間、大竹に住みたい、住んでよかったと実感していただける幸せを感じながら過ごしていただけるよいまち大竹をつくり上げるために、全力で取り組んでまいりました。就任以来、議員の皆様方とは信頼という言葉を大切にして議論を

させていただきました。お互いが市民の皆様方の幸せを、そしてまちの発展を考える中で、真摯に向き合い、その中で多くの温かい御支援や厳しい御意見、そして何よりまちに対する熱い思いをいただきました。議員の皆様には心より感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

これから夏の季節へと向かいますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

11時10分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月1日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大竹市議会議員 和 田 芳 弘